

(様式第2号)

第15回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日時	平成20年11月22日(土) 10:00~11:55
場所	北館2階 第4会議室
出席者	委員長 阪口 徳雄 委員長代理 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 松本総務部長 契約課職員
事務局	総務部契約課
会議の公開	非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- 入札・契約手続の運用状況等の報告
- 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況報告
- 入札・契約等の経緯審議
- 特別簡易型総合評価落札方式について

2 提出資料

- 資料1 契約課執行入札状況平成20年度上半期(平成20年4月~9月)
- 資料2 契約課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- 資料3 契約課所管公共工事入札状況 参加業者・落札者区分別一覧表
- 資料4 入札参加資格停止等の運用状況一覧表平成20年度上半期
(平成20年4月~9月)
- 資料5 抽出事案関係書類(写し)
- 資料6 特別簡易型総合評価落札方式説明資料

3 審議経過

(1) 入札・契約手続の運用状況等(平成20年4月~9月)を報告

- ・ 一般競争入札 該当なし
- ・ 公募型指名競争入札 4件
- ・ 簡易公募型指名競争入札(電子入札) 該当なし
- ・ 公募型指名競争入札以外の指名競争入札 38件
- ・ 随意契約方式 4件

建設工事のこの間の平均落札率は、83.99%となっている。予定価格が1千万円以上8千万円未満の指名競争入札は、平均落札率が76.76%となっており、平成18年5月から指名業者数の30%以上の市外業者を指名することとしたため、参加業者の対象が広がり、競争性が発揮されている。一方、市内業者のみで行

った入札は、平均落札率が94.96%と依然と高落札率にとどまっており、予定価格が1千万円未満の工事に限られており、経費率等を考えればやむを得ない部分もあるとはいえ、前回の入札監視委員会で、予定価格1千万円から3千万の工事について、市内業者のみの指名に戻しては、とのご意見を頂戴したが、躊躇している。予定価格が1千万円以上8千万円未満の工事については、市内業者も積極的に入札を行っており、最低制限価格で落札している工事もあることを事務局から説明。

(質疑・応答)

- ・ 入札の一部の案件で辞退が多いようだが、設計の積算が厳しすぎるのか。辞退理由等は把握しているのか。

(事務局)

- ・ 建築工事については、予定価格が低額なものは、手間が同様に掛かるため、設計の積算が厳しいようです。その他工期が非常に厳しいということもあったようです。

また、耐震診断業務については、全国的に発注件数が多いことや非常に手間が掛かるため、各市でも同様のようですが、辞退や不調が多いです。

業務委託では、前年なりに低い額で落札となった場合に、予算が実績で算定されるので、積算が厳しい場合があるようです。

- ・ 最低制限価格で入札の結果、くじ引きで落札者を決定したものがあがるが、この中に市内業者も含まれているのか。

(事務局)

- ・ 市内業者も含まれていますが、くじ引きの結果、市外業者が落札者となっています。

(2) 競争入札に係る指名停止等の措置基準適用状況等(平成20年4月~9月)を報告

- ・ 20件で延べ42社に対して指名停止の措置

独占禁止法違反	7件延べ29社
労働安全衛生法違反	6件
競争入札妨害	4件
業務上過失傷害容疑	1件
建設業法違反の営業停止	1件
その他	1件

- ・ その他の1件について、落札者が正当な理由がなく契約を締結しなかったもので、これについての明確な指名停止基準の規定がなかったため、平成20年5月に指名停止基準に明確な規定を設け、その後に発生した案件について適用を行った者であることを説明。

(3) 入札・契約等経過審議

- ・ あらかじめ指定委員により抽出された、公募型指名競争入札1件、指名競争入札3件、随意契約2件の6案件について、入札・契約に至る経過を説明

(主な意見・質疑等)

- ・ 建築工事はいずれも辞退が多い。

(事務局)

- ・ やはり予定価格が低額で設計金額が非常に厳しく採算に合わないということです。それに発注時期が遅かったため、工期が非常に短く、技術者や

作業員の確保が厳しいということが大きな原因だったようです。所管課にもっと早く発注するように指示をするしかないです。

- ・ 随意契約の中で地方自治法施行令第167条の2第1項第6号とはどういうものなのか。

(事務局)

- ・ 条文の規定で言いますと入札にすると不利と認められる場合ということになります。実際の工事で言いますと本体工事があり、その関連工事や附帯工事などで本体工事の請負業者に請け負わせると、経費の節減が図られ、また、作業の円滑かつ適切な施行を確保できる場合ということになります。

(4) 特別簡易型総合評価落札方式について

- ・ 事務局から現段階における試行要領及び落札基準についての素案及び考え方を説明

(主な質疑・応答等)

- ・ 特別簡易型の総合評価方式を実施する場合の工事の予定価格帯は、どのあたりを想定しているのか。
- ・ 工事によって配点を変えることはできるのか。
- ・ 工事ごとに地域貢献度のウェートを高くしたり、低くしたりしてはどうか。
- ・ 評価項目にマイナス評価を入れてもいいのではないのか。

(事務局)

- ・ 予定価格が1千万円から8千万円までの価格帯、現在指名競争入札で、市内業者と市外業者が混在する価格帯を想定しています。
- ・ 工事ごとに学識経験者に落札者決定基準を示して意見を聴取することになっているので、配点を変えることは可能です。
- ・ 特別簡易型の総合評価方式をどのような工事に適用するのかの整理もできていませんので、工事によってウェートを変えるのは、より難しいと思います。
- ・ 指名停止や営業停止処分を受けていればマイナス評価にするというのもひとつのやり方だと思います。

(主な意見等)

- ・ 全体の配点合計を高くして地域貢献度の配点を高くしてもいいのではないのか。地元企業の育成、地域貢献度を加味した入札制度の導入という発想からしても、地域貢献度のウェートが高くてもいいのではないのか。
- ・ 市内に本店を置いておれば、法人税等も入ってくるし、芦屋市住民を従業員として雇用していれば、市民税等も入ってくる。消防団活動の参加や災害協定の締結は、地域の活性化を図るという観点から政策導入としていいのではないのか。
- ・ 計画目標を立てて、来年度中に試行実施するというところでどうか。当面試行実施として、問題が生じれば修正すればよい。総合評価方式は、いずれにしてもこの自治体もやらなければならないことになっている。元々価格帯として市内業者のみで指名競争入札を行っていたのだから、地域貢献度を重視して行えばいいのではないのか。
- ・ 地域貢献度を重視した総合評価はこの自治体でもやっていないのではないのか。他市では地域限定で、市内業者を指名して入札を行っている。これを実施すれば、もっとオープンで公平性を保って入札を行える。

閉 会